

CWJ SaaSサービス契約約款

2025年11月1日 第8.7版

株式会社サイバーウェイブジャパン

CWJ SaaSサービス利用約款

株式会社サイバーウェイブジャパン（以下「当社」といいます。）は、当社サービスを契約された皆様（以下「契約者」といいます。）に適用される契約約款を以下の通りに定め、契約者は本約款を遵守して当社サービスの提供を受けるとともに、これを承諾します。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、次条以下の規定にて定めた契約約款（以下「約款」といいます。）に基づき、この約款に定めるサービスを提供致します。また、当社はサービス毎に別途個別の約款（以下「個別約款」といいます。）を定めこれに基づきサービスの提供を行う場合があります。約款と個別約款の間に相違がある場合には、個別約款を優先します。

第2条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾無くこの約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は契約者に不利益となる約款の変更については2ヶ月前に、それ以外の約款の変更については一定の予告期間をもって、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みます）で契約者に事前に通知します。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

【1】当社サービス

当社及び当社の指定した業者が設定・保守管理する「インターネットに接続されたコンピュータ機器（以下「当社サーバ」といいます。）及びソフトウェアによって提供する機能利用権を契約者に付与するサービス」のことをいい、第4条(当社サービスの種別とその内容)に定める各種サービスを総称します。

【2】利用契約

契約者が当社サービスの提供を受ける為の契約を指し、契約規約としてはこの約款が適用されます。

【3】契約者

当社と当社サービスの利用契約を締結している法人、団体、組合又は個人を指します。

【4】SLA

当社が別途提示する当社サービスの提供に関する品質の保証を定めた文書（Service Level Agreement）を指します。

第4条（当社サービスの種別とその内容）

1. 当社サービスの品目及びその内容は、別紙に定める通りとします。当社は契約者の承諾なくサービスの種別とその内容を変更することがあります。変更されたあとのサービスの種別とその内容は、変更後の取り決めの通りとします。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、当社サービスを利用するものとします。

【1】第33条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、当社サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

【2】当社に起因しない当社サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

【3】契約者は、利用契約等に基づいて、当社サービスを利用することができるものであり、当社サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第5条（サービスの提供区域）

当社サービスの提供区域は、日本国内の全ての地域とします。（但し、一部離島等での提供ができない区域もあります。）

第2章 当社サービスの利用契約

第1節 通則

第6条（契約単位と最低利用期間）

1. 当社サービスについてはそれぞれのサービス種別毎に契約単位と最低利用期間を定めることができるものとし、各サービス種別毎の契約単位と最低利用期間は別紙の通りとします。なお、最低利用期間の起算日は、契約日が属する月の1日とします。
2. 当社サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。

第7条（権利等の譲渡禁止）

契約者は、当社サービスの提供を受ける権利及び利用契約上の地位を第三者に譲渡し又は承継させることができません。

但し、契約者である法人が合併又は会社分割、営業譲渡などにより契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。

当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後1ヶ月以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。また、解除にあたっては第17条(利用契約の解除)を準用するものとします。

当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第2節 申し込み及び承諾等

第8条（利用契約の成立）

1. 当社は当社サービスの利用の申込を受けるにあたり、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した利用申込を受け取り、必要な審査・手続き等を経た上で当該利用申込を受け付けるものとします。
2. 利用契約は、利用申込に対して当社がこれを承諾した旨を文書により通知したときに成立します。契約日は文書に記載した日付とします。
3. 利用申込書の提出は、当社が認めた場合に限り、インターネット等を用いたオンラインやファクシミリによる申込に替えることが出来ます。

第9条（サービスの開始）

1. 当社サービスの利用契約が成立し、当社サービスの開始にあたっては、当社は契約者に対して提供サービスの確認内容及び必要な各種ID、及びそれに対応したパスワードを文書又は電子メー

ルで通知します。

2. 契約者は第1項の通知をもってサービス提供内容を確認したものとし、契約日以降、実際のサービス利用の有無に係わらず、当社の定める方法により、利用料金を支払うこととします。

第10条（申し込みの拒絶）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、当社サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
 - 【1】当社サービスの申込者が当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【2】当社サービスの利用申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - 【3】申込者が当社又は当社サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【4】申込に係わる当社サービスの提供又は当該サービスに係わる装置の設置・保守が著しく困難な場合。
 - 【5】契約者が第13条（サービス提供の停止）に該当する行為を行ったことがある場合又は行うおそれがあると当社が判断したとき。
 - 【6】申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき
 - 【7】前各号のほか、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
2. 前項の規定により、当社サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し、書面をもってその旨を通知します。

第3節 契約事項の変更等

第11条（サービスの変更等）

1. 契約者は、当社が定める申請方法に基づきサービス内容の変更を請求できます。
2. 前条の請求があった場合については第10条（申し込みの拒絶）を準用し、当社がその請求を承諾しないことがあります。
3. 第1項の変更に関する契約成立は第9条(サービスの開始)に定めるものと同様とします。また、この変更に必要な作業は、当社又は当社が指定した業者が行います。

第12条（契約者の名称の変更等）

契約者は、申込書に記載した内容を変更したとき及び第13条（サービス提供の停止）【5】号の事実が発生し又はそのおそれがあるときは、当社に対し、その旨を遅滞なく書面により通知するものとします。

第4節 サービス提供の停止等

第13条（サービス提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当社サービスの提供を停止することがあります。

- 【1】当社サービス料金、割増料金又は遅延損害金等が支払期日を経過しても支払われないとき。
- 【2】申込にあたっての虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- 【3】当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき。

- 【4】この約款及び利用契約に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 【5】第7節に定める契約者の義務等に違反すると当社が判断したとき。
- 【6】契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき。
- 【7】法令に違反し又は公序良俗に反する態様において当社サービスを利用したとき又はそのおそれがあるとき。
- 【8】料金支払方法等に変更があり、変更した支払方法に必要な契約者情報が確認できないとき。
- 【9】前各号の他、契約者が利用契約に違反し、当社の催告にかかわらず違反が是正されないとき。
- 【10】その他、当社が不適切と判断するとき

第14条（サービス提供の中止または中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、当社サービスの提供を中止または中断することができるものとします。
 - 【1】当社又は当社の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき
 - 【2】当社又は当社の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき
 - 【3】電気通信事業者又は当社指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより当社サービスの提供を行うことが困難になったとき
 - 【4】前各号の定めにかかわらず、当社サービスの円滑な運営のために計画メンテナンスを実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のためにサービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - 【5】前各号の定めにかかわらず、当社サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急メンテナンスを実施するためにサービスの提供を一時的に中断することがあります。
 - 【6】その他当社がやむを得ないものと認める事由があるとき
2. 当社は前項の規定により当社サービスの提供を中止及び中断する場合にはその14日前迄に、理由、実施期日及び実施期間を契約者に当社が定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではないものとします。
3. 当社は前項の規定により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第15条（サービス利用の制限）

1. 当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、当社サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。なお、当社はこれにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社サービスをご利用の契約者は当社サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第16条（サービスの廃止）

当社は都合により、当社サービスの特定のサービスを廃止することがあります。この場合、当社は契約者に対し廃止の2ヶ月前迄に当社が適切と判断する方法でその旨を通知します。但し、当社が緊急と判断する場合においてはその限りではありません。なお、当社はこれにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5節 利用契約の解約・解除

第17条（利用契約の解約・解除）

1. 契約者は、第6条（契約単位と最低利用期間）に定める最低利用期間を経過している場合、又は最低利用期間内の場合には最低利用期間の残月分のサービス料金を支払うことにより、利用契約を解約することができます。
2. 契約者は、利用契約を解約するときは、当社に対し解約しようとする月の20日（但し、当該日が当社の営業日でない場合は直前の営業日）までに、解約の旨及び解約するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。なお、契約の解約日は、該当する暦月の月末日とします。
3. 契約者は、第14条（サービス提供の中止または中断）又は第15条（サービス利用の制限）に定める事由が生じたことにより、当社サービスを利用することが出来なくなった場合において、契約者が当該サービスに係わる契約の目的を達することが出来ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず当社に対する通知をもって当該契約を解約することができます。この場合、解約は契約者による書面による通知が当社に到着し、通知に対する当社よりの書面による承認が契約者に到達した日にその効力が生じたものとします。
4. 当社は、第13条(サービス提供の停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止を行うとともに、直ちに利用契約を解除することができます。
5. 当社は前項の規定により利用契約を解除するときは書面により契約者にその旨を通知します。

第6節 料金等

第18条（サービス料金）

当社サービスの料金は下記の項目からなり、別紙の料金表に基づくものとします。

【1】初期費用

契約者がサービスを受けるにあたって支払う加入料を含む一時金で、各サービス種別で別途定める細目からなります。

【2】月額費用

契約者が当社サービスの月額利用の対価として支払う費用で、各サービス種別で別途定める細目からなります。

【3】その他費用

契約者が当社サービス利用の対価として支払う費用で、本項【1】号ないし【2】号の各号の料金項目に含まれない料金を各サービス種別に別途定める場合があります。

第19条（契約者の支払義務）

1. 契約者は、当社に対し、当社サービスの利用に関し、前条に規定した各費用をサービス種別毎に第21条(料金等の支払方法)に定める方法で支払うものとします。
2. 第13条(サービス提供の停止)の規定により当社サービスの提供が停止された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る当社サービス料金額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
3. 料金等の請求時期及び支払期日については、契約者は当社が指定するところに従い、当社サービスの料金等の支払いを行うこととします。
4. 契約者は第17条（利用契約の解約・解除）に基づき、当社より利用契約を解除された場合、期限の利益を喪失するものとし、利用契約に基づく債務を直ちに支払うものとします。契約者は、利用契約に基づく債務を当社又は当社の承継人に対する債権を以って相殺することはできません。

5. 第8条（利用契約の成立）に基づいて成立した利用契約の範囲を超える利用が契約者によってなされた場合、当社は事前に書面によって通知することにより第11条(サービスの変更等)の規定にかかわらず当該契約内容を変更し、変更後の利用料金を請求できる権利を有するものとします。

第20条（料金等の計算方法）

料金は、毎月、暦月に従って計算する第18条（サービス料金）の合計額とします。

第21条（料金等の支払方法）

1. 契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書に従い現金振込み又は口座振替により料金を支払うものとします。なお支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
2. 契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第22条（サービス費用の改訂）

当社サービスの各費用の額は、別途当社が定めた額とします。尚、当社は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改訂できるものとします。

第23条（割増金）

当社サービスの料金等を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第24条（遅延損害金）

契約者は当社サービスの料金等又は割増金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき遅延金に対する年率14.5%の割合で算出した遅延損害金を当社に支払うものとします。

第25条（消費税）

契約者が当社に対し当社サービス料金等を支払う場合において消費税等が賦課されるときは、その支払を要する額は当該料金等の額に消費税等を加算した額とします。

第7節 契約者の義務等

第26条（自己責任の原則）

1. 契約者は当社サービス内における一切の行為及びその結果について、当該行為を自己でなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は契約者が当社サービス内に登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は当社サービスによって提供されるサービスを通じて契約者が発信した情報について一切の責任を負うものとし、当社に対していかなる迷惑及び損害を与えないものとし、契約者が発信した情報により当社が損害を蒙った場合にはその損害を賠償するものとします。
4. 契約者が当社サービスによって提供されるサービスの利用に関して、当社の他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用負担と責任において当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 契約者は当社サービスの利用及びこれに伴う行為に関して、第三者より問合せ、クレーム等が通知された場合及び第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第27条（ソフトウェア等の管理）

1. 契約者は当社サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。
 - 【1】 契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
 - 【2】 ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること
 - 【3】 ソフトウェアの利用に関し、第34条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること
2. 前項の規定に違反してソフトウェアを亡失又は毀損した場合は、当社のオペレータ又は当社が指定する者が当該ソフトウェアを復旧又は修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

第28条（アカウントの管理）

1. 契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードについて全面的な管理責任を負うものとします。
2. 契約者は、ID又はパスワードを第三者（契約者の代表管理者以外）に利用させてはいけません。
3. 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。ID又はパスワードが窃用され、又は第三者に利用されたことによる損害は契約者の負担とし、当社は責任を負いません。

第29条（バックアップ）

1. 契約者は、契約者等が当社サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者等が当社サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、当社サービス用設備の故障等が発生した際のデータ復旧に備えて複製することがあります。なお、本データの複製は、契約者の責に起すべき理由によるデータ毀損、消滅等に備えて行うものではありません。

第30条（電子メールによる応答義務）

1. 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。
2. 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、当社ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。この場合、当社が送付したメールやファイルが消費する契約者のディスク容量は契約者の負担とします。

第31条（禁止行為）

1. 契約者は、当社サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - 【1】 法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。
 - 【2】 当社又は第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【3】 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、又はそれに類似する行為。
 - 【4】 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為。
 - 【5】 当社又は第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【6】 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【7】 犯罪行為、犯罪行為をそそのかすもしくは容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為。

- 【8】虚偽の情報を意図的に提供する行為、又はそれに類似する行為。
 - 【9】公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【10】無限連鎖講（「ねずみ講」）、それに類似する行為、又はこれを勧誘する行為。
 - 【11】わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、又はそれに類似する行為。
 - 【12】風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、又はそれに類似する行為。
 - 【13】インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、又はそれに類似する行為。
 - 【14】当社サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【15】第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において当社サービスを利用する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【16】当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等への不正アクセス行為、クラッキング行為もしくはアタック行為又は当社もしくは第三者の運用するコンピュータもしくは電気通信設備等に支障を与える方法もしくは態様において当社サービスを利用する行為、それらの行為を促進する情報掲載等の行為もしくはそれに類似する行為。
 - 【17】無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為、第三者が嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為又はそれに類似する行為。
 - 【18】当社サービスを利用してコンピュータウイルス等他人の業務を妨害するもしくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを使用する行為、第三者に提供する行為、又はそのおそれのある行為。
 - 【19】第三者の通信環境を無断で国際電話等の高額な通信回線に変更する行為、又は設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
 - 【20】当社サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為。
 - 【21】他人のIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。
 - 【22】その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法又は態様において当社サービスを利用する行為。
2. 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
3. 第1項【12】号及び【13】号については、風営適正化法又は出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に当社サービスの利用を認める場合があります。但し、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第13条（サービス提供の停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
4. 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第13条（サービス提供の停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第8節 損害賠償

第32条（損害賠償）

1. 当社は、当社サービスの提供にあたって、契約者に対し負担する補償・賠償の責任の範囲を以下の通りとします。

- 【1】当社が、個別約款又はSLAにおいて、SLAを遵守できないことに対し一定の補償を行う旨規定した場合、当社は当該補償以外には何らの責任も負担しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。
- 【2】前号のほか、当社が約款に定める義務に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害を賠償する責任を負担するものとします。但し、当社が負担する責任はその原因が当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去12ヶ月間に契約者が当社に支払ったサービス料金の総額を限度とします。
これをもって当社の責に基づく賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については何らの責任も負担しないものとします。尚、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に請求をしなかったときはその権利を失うものとします。
- 2. 当社は、当社サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、当社サービスの提供が出来なかった場合、当社がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を当社サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した損害に限り賠償請求に応じます。
- 3. 当社は本条（損害賠償）第1項、第2項による損害賠償を相当額のサービスの提供又はサービス期間の延長をもって代えることが出来るものとします。

第33条（免責）

- 1. 当社が契約者に対して負う責任は、第32条(損害賠償)の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - 【1】天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - 【2】契約者設備の障害又は当社サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - 【3】当社サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害
 - 【4】当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの当社サービス用設備への侵入
 - 【5】善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない当社サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - 【6】当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - 【7】当社サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した損害
 - 【8】当社サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - 【9】電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - 【10】刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - 【11】当社の責に帰すことのできない事由による納品物の搬送途中での紛失等事故
 - 【12】再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - 【13】その他当社の責に帰すことのできない事由
- 2. 当社は、契約者等が当社サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

第9節 （データ・ソフトウェア等の取り扱い）

第34条（ソフトウェア等の著作権等）

1. 契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にソフトウェア等の利用を許諾した第三者が所有します。
2. 契約者は、ソフトウェア等を当社サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第35条（データ等の取り扱い）

当社サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接及び間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第36条（データ・ソフトウェア等の消去）

1. 当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又は、第13条（サービス提供の停止）各号のいずれかに該当するときは、何らの補償をすること無しに、契約者に対し通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。
2. 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第37条（解約・解除時のデータ・ソフトウェア等）

第17条(利用契約の解約・解除)により、サービスを解約又は解除された場合、サーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第38条（情報の管理）

契約者は、当社サービスを使用して受信し、又は送信する情報については、当社サービス用設備の故障による情報の消失に備え必要な措置をとるものとします。

第10節 雑則

第39条（通信の秘密）

1. 当社は通信の秘密に係る電気通信事業法の規定その他の関連法令に基づき、利用者の通信の秘密を適切に取り扱います。
2. 契約者は当社が本サービスの利用履歴、アクセス履歴、サービスに関わるログ情報を以下目的で利用することについて予め承諾するものとします。
 - 【1】サービス提供状態監視・障害時の調査などサービス保全に係る利用。
 - 【2】契約者からのお問い合わせへの対応のため、契約者利用状況の調査。
 - 【3】当社のサービスに関する当社内で使用するマーケティング目的での利用傾向の分析。
 - 【4】当社のサービスの改善又は新たなサービスの開発。
3. 当社は以下場合において、当社は秘密情報を開示・提供できるものとします。
 - 【1】法令に基づく場合。
 - 【2】人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 【3】公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 【4】国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第40条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、契約者の個人情報の取得、利用その他一切の個人情報について、個人情報の保護に関する法律、通信の秘密に係る電気通信事業法の規定その他の関連法令、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、及び当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、当社のホームページのほか当社が別に定める方法により、プライバシーポリシーを公表します。

第41条（再委託）

当社は、契約者に対する当社サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第40条(個人情報の取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第42条（通信設備等）

当社は、当社が当社サービスにより提供したものを除き、契約者が自己の費用と責任において調達した、当社サービス利用に必要な通信機器、ソフトウェア及び付随して必要となる契約並びにそれに伴う障害及び損害については、一切の責任を負わないものとします。

第43条（接続業者）

当社は、当社サービスの利用の為に必要なもしくは適したインターネット接続環境又はインターネットサービスプロバイダーの接続環境を指定することがあります。
当社は当社の推奨外の接続業者のサービスを利用した場合に、推奨プロバイダとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任を負わないものとします。

第44条（指定ハードウェア及びソフトウェア）

当社は、当社サービスの利用のために必要又は適したハードウェア及びソフトウェアを指定することがあります。この場合契約者が他のソフトウェアを用いたときは当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第45条（契約者の損害賠償責任）

契約者がこの約款及び利用契約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第46条（サービスの仕様・内容等の変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、当社の判断において、当社サービスの機能向上、機能追加または修正などのバージョンアップ（以下「サービスの変更等」といいます。）を行うことができます。
2. サービスの変更等のうち、ユーザーインターフェースの大幅な変更及びサービスURLの変更等、契約者の操作方法に変更が生じる場合並びに契約者が当社サービス利用のための環境を変更する必要がある場合にはその14日前迄に、理由、実施期日及び実施期間を契約者に通知します。但し、緊急その他やむを得ない事由によるサービスの変更等の場合はこの限りではないも

のとします。

3. 前項の規定にかかわらず契約者が当社に対し、実施期日及び実施期間の変更の申し出があった場合、双方協議の上、当該契約者と個々に実施期日及び実施期間の変更を行うものとします。
4. サービスの変更等に伴い発生する、当社サービスの変更確認並びに当社サービスを利用するために必要な契約者側の端末、通信機器、インターネット環境等の変更が生じた場合は、契約者がその責任と負担においてこれを行うものとします。

第 1 1 節 その他

第 4 7 条（準拠法）

この規約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 4 8 条（適用法令提出要求）

契約者は当社が定める所定の手続きに従い適用法令一覧を請求することができ、当社が必要と認める場合に適用法令を契約者に提出いたします。

第 4 9 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、津地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 5 0 条（反社会的勢力の排除）

契約者は反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び自己の知りうる限りにおいて反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明かつ、これを今後とも保証するものとし、契約期間の定めにかかわらず、契約者が反社会的勢力であると判明したときは、係るときをもって本契約は終了するものとする。

2010. 7. 1	初版	
2011. 4. 1	第 2. 0 版	「Enterprise Mail」、「Mail Encryption」サービス開始に伴う改定
2011. 5. 30	第 2. 1 版	「AS・AV Filter」、「Mail Archive」サービス開始に伴う改定
2012. 7. 2	第 3. 0 版	「ビジネス・スイート by mCloud」、「desknet's by mCloud」サービス開始に伴う改定
2013. 8. 5	第 4. 0 版	「desknet's NEO by CWJ Cloud」サービス開始に伴う改定
2013. 11. 25	第 5. 0 版	「desknet's NEO by CWJ Cloud」サービス拡充に伴う改定
2014. 5. 2	第 5. 1 版	「CWJ Cloud Mail for Enterprise」の名称変更および消費税率変更に伴う価格の表示方法を税抜へ変更
2015. 9. 1	第 6. 0 版	「mSaaS」から「CWJ SaaS」へのサービス名称変更、一部料金改定、オプションサービス「USB
		Secure Connect」の廃止に伴う改定
2018. 2. 20	第 7. 0 版	「CloudMail」「クラウドサービスパック」サービス拡充に伴う改定
2018. 7. 5	第 8. 0 版	「CloudMail MailArchive」のジャーナル保管追加・保管期間毎のメニューに変更、「desknet's NEO」（ライセンス持込型）のライセンス販売価格表削除、全サービスの課金方法の変更
2018. 11. 1	第 8. 1 版	「AppSuite」「Web会議」オプションサービス追加に伴う改定
2020. 9. 1	第 8. 2 版	「通信の秘密」「適用法令提出要求」追加
2021. 4. 1	第 8. 3 版	「クラウドサービスパック」「CloudMail」へのオプションサービス追加、および、「MailArchive」の最大保管容量の変更に伴う改定
2022. 2. 1	第 8. 4 版	「Mail File Link」サービス追加に伴う改定
2022. 10. 5	第 8. 5 版	「サービス提供の中止」から「サービス提供の中止及び中断」への改定、「サービスの仕様・内容等の変更」の追加、「Cloud Mail」から「Secure One」サービス名変更

		「ビジネスメール10」「ビジネスメール30」から「Standard Mail 10」「Standard Mail 30」へのサービス名称変更、「Advanced Mail」、「Premium Mail」、「Proself」サービス追加に伴う改定
2024. 2. 1	第8. 6版	「第50条（反社会的勢力の排除）」追加に伴う 「別紙にUltraBox」の記載を追加
2025. 11. 1	第8. 7版	「第31条【19】」の文言変更 「別紙にULTRA STORAGE」の記載を追加 Mail Link Fileサービスの保管期限を14日へ変更

1. サービスの種別とその内容

シリーズ	サービスの名称		サービス内容
クラウドサービスパック	ビジネス・スイート		「desknet's NEO」、「Secure One Standard Mail10」及び「Webサーバホスティング」がセットとなったサービス
	ビジネス・パック		「desknet's NEO」、「Secure One Standard Mail 30」及び「Webサーバホスティング」がセットとなったサービス
desknet's グループウェア	desknet's NEO		グループウェア「desknet's NEO」を提供するサービス 1アカウントにつき10GBのディスク容量付
	desknet's SSS		営業支援システム「desknet's SSS」を提供するサービス
	desknet's CAMS		顧客対応システム「desknet's CAMS」を提供するサービス
メールプラットフォーム	Secure One	Standard Mail 10	Webメール、迷惑メール・ウィルスメール対策機能等が装備された法人向けメールサーバサービス 1アカウントにつき10GBのメールボックス容量付
		Standard Mail 30	Webメール、迷惑メール・ウィルスメール対策機能等が装備された法人向けメールサーバサービス 1アカウントにつき30GBのメールボックス容量付
		Advanced Mail	Standard Mail 10に標的型メール対策(サンドボックス)、PPAP対策「Mail File Link」がセットになったサービス
		Premium Mail	Standard Mail 10に標的型メール対策(サンドボックス)、PPAP対策「Mail File Link」がセットになったサービス 添付ファイルの無害化機能付
	AS・AV Filter/ Mail Encryption /Mail File Link	迷惑メール・ウィルスメール対策	迷惑メール・ウィルスメール対策サービス
		迷惑メール・ウィルスメール対策・添付ファイル自動暗号化・添付ファイルリンク	迷惑メール・ウィルスメール対策及び送信メールの添付ファイルを自動暗号化するサービス・添付ファイルをURL先のリンク先に保存するサービス。
	Mail Archive		CWJクラウドメールまたはジャーナル転送されたメールをデータセンターのストレージに保管、管理するサービス
ファイル共有サービス	UltraBox		大容量のファイル共有サービス
大容量ストレージサービス	ULTRA STORAGE		10TBのディスクを搭載したwindowsサーバサービス

2. サービス種別毎の契約単位と最低利用期間

シリーズ	サービスの名称		契約単位	最低利用期間
クラウドサービスパック	ビジネス・スイート		最低契約10ユーザ 追加5ユーザ単位	3ヶ月
	ビジネス・パック			
desknet's グループウェア	desknet's NEO		最低契約5ユーザ 追加5ユーザ単位	
	desknet's SSS			
	desknet's CAMS			
メールプラットフォーム	Secure One	Standard Mail 10	最低契約10ユーザ 追加10ユーザ単位	

		Standard Mail 30		1年
		Advanced Mail	最低契約50ユーザ 追加10ユーザ単位	
		Premium Mail	最低契約3,000ユーザ 追加50ユーザ単位	
	AS・AV Filter/ Mail Encryption /Mail File Link	迷惑メール・ウィル スメール対策	最低契約30ユーザ 追加10ユーザ単位	3ヶ月
		迷惑メール・ウィル スメール対策・添付 ファイル自動暗号 化・添付ファイルリ ンク		
	Mail Archive		最低契約10ユーザ 追加10ユーザ単位	
ファイル共有 サービス	UltraBox		最低契約50ユーザ、100GB 追加1ユーザ単位 追加10GB単位	24ヶ月
大容量 ストレージサービス	ULTRA STORAGE		最低契約1台	12ヶ月

・最低利用期間の起算日は、契約日が属する月の1日となります。

3. 料金表（価格は税抜表示です）

3-1 クラウドサービスパック

クラウドサービスパックのご利用は、「Secure One」でご利用されるメールアドレスの独自ドメイン毎のお申し込みが必要です。

■基本料金

名称	初期	月額
ビジネス・スイート	10,000円	1アカウントにつき 500円
ビジネス・パック	10,000円	1アカウントにつき 600円

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・「Secure One Standard Mail」と「desknet's NEO」のアカウント数は常に同数です。個別のアカウント追加ができません。
- ・「Webサーバホスティング」は、CWJクラウドホスティングサービスのR1からメール機能を除いた仕様となります。

■オプション料金

desknet's NEO	初期	月額
交通費・経費精算 (desknet's NEOアカウント利用数と同数の申し込みが必要です)	無料	1アカウントにつき 100円
接続元IPアドレス制限（最大20IPアドレスまで）	無料	無料
クライアント認証	10,000円	無料
AppSuite(アップスイート) (desknet's NEOアカウント利用数と同数の申し込みが必要です)	無料	1アカウントにつき 320円

Web会議オプション(1会議室単位) ※Web会議オプションは最小1会議室から最大10会議室までご利用可能です。		無料	1会議室につき 10,000円
Cloud Mail		初期	月額
Mail Encryptionサービスの利用		10,000円	1アカウントにつき 50円
メール誤送信対策&審査		10,000円	1アカウントにつき 50円
Mail File Linkサービスの利用(14日間保管)		10,000円	1アカウントにつき 50円
Mail Archiveサービスの 利用※	～3年間保存	10,000円	1アカウントにつき 230円
	3年間超～5年間保存		1アカウントにつき 310円
	5年間超～10年間保存		1アカウントにつき 400円
Webホスティング		初期	月額
クラウドホスティングサービスのオプションをご利用可能です。 詳しくはクラウドホスティングサービス契約約款をご参照ください。			

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ※3年間保存からサービスを提供させていただきます。
- 3年間超～保存期間に対して、1アカウント単価が上がります。
- ・Mail File Linkサービスの利用について原則14日間保管となります。本保管日数は、契約者毎の管理者権限で変更可能ですが、契約者様側で保管日数を15日以上にご変更された場合、ご変更月を含み、1アカウントあたり月額3,000円(税抜)が課金され、従来の利用料金に追加し、ご請求されることとなりますのでご注意ください。

3-2 desknet's グループウェア

(1) desknet's NEO (ライセンス利用プラン)

■基本料金

名称	初期	月額
desknet's NEO (ライセンス利用プラン)	無料	1アカウントにつき 360円

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。

■オプション料金

名称	初期	月額
交通費・経費精算 (desknet's NEOアカウント利用数と同数の申込みが必要です)	無料	1アカウントにつき 100円
接続元IPアドレス制限 (最大20IPアドレスまで)	無料	無料
クライアント認証	10,000円	無料
メールサーバ・Webサーバ利用(※)	CWJクラウドホスティングサービス契約約款提示価格の半額(オプションサービスを除く)	

AppSuite(アップスイート) (desknet's NEOアカウント利用数と同数の申込みが必要です)	無料	1アカウントにつき 320円
Web会議オプション(1会議室単位) ※Web会議オプションは最小1会議室から最大10会議室まで ご利用可能です。	無料	1会議室につき 10,000円

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
 - ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
 - ・ desknet's NEO を稼働させるWebサーバの仕様は以下の通りです。
 - ✓ アクセスURL: 当社指定ドメインによる
 - ✓ アクセス方式: SSL + パーシク認証
 - ✓ ディスク容量は、基本サービスとして1ユーザアカウントにつき10GBの容量をインストールディレクトリ(dneo)配下に割り当てます。
- ※本サービス1契約につき、CWJクラウドホスティングサービス1契約をご利用いただけます。

(2) desknet's NEO (ライセンス持込型)。

ライセンスは、ご契約者様が準備される場合、ライセンスキーはご契約時にご提示いただきます

■基本料金

名称	初期	月額
desknet's NEO ライセンス持込型プラン	無料	基本料 3,000円 + 1アカウントにつき 180円

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。

■オプション料金

名称	初期	月額費用
接続元IPアドレス制限 (最大20IPアドレスまで)	無料	無料
クライアント認証	10,000円	無料
メールサーバ・Webサーバ利用(※)	CWJクラウドホスティングサービス契約約款提示価格の半額(オプションサービスを除く)	

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
 - ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
 - ・ desknet's NEOの技術サポートは、株式会社ネオジャパンとのサポート契約を当社経由で締結していただく必要がございます。
 - ・ desknet's NEO を稼働させるWebサーバの仕様は以下の通りです。
 - ✓ アクセスURL: 当社指定ドメインによる
 - ✓ アクセス方式: SSL + パーシク認証
 - ✓ ディスク容量は、基本サービスとして1ユーザアカウントにつき10GBの容量をインストールディレクトリ(dneo)配下に割り当てます。
- ※本サービス1契約につき、CWJクラウドホスティングサービス1契約をご利用いただけます。

(3) desknet's SSS

■基本料金

名称	初期	月額
desknet's SSS	20,000円	基本料 5,000円 + 1アカウントにつき 500円

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。

■オプション料金

名称	初期	月額
接続元IPアドレス制限（最大20IPアドレスまで）	無料	無料

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・desknet's SSS を稼働させるWebサーバの仕様は以下の通りです。
 - ✓ アクセスURL: 当社指定ドメインによる
 - ✓ アクセス方式: SSL + パーシック認証

(4) desknet's CAMS

■基本料金

名称	初期	月額
desknet's CAMS	20,000円	基本料 5,000円 + 1アカウントにつき 500円

■オプション料金

名称	初期費用 ^{※3}	月額
接続元IPアドレス制限（最大20IPアドレスまで）	無料	無料

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・desknet's CAMS を稼働させるWebサーバの仕様は以下の通りです。
 - ✓ アクセスURL: 当社指定ドメインによる
 - ✓ アクセス方式: SSL + パーシック認証

3-3 メールプラットフォーム

(1) Secure One

Secure One のご利用には、ご利用されるメールアドレスの独自ドメイン毎のお申込みが必要です。

■基本料金

名称	初期	月額
Standard Mail 10 1アカウントに10GBのメールボックス容量付	10,000円	1アカウントにつき 300円
Standard Mail 30 1アカウントに30GBのメールボックス容量付	10,000円	1アカウントにつき 400円
Advanced Mail	10,000円	1アカウントにつき 800円
Premium Mail	10,000円	1アカウントにつき 1,200円

■オプション料金

名称	初期	月額
シングルテナントによる提供	個別見積り	個別見積り
Mail Encryptionサービスの利用	10,000円	1アカウントにつき 50円
メール誤送信対策&審査	10,000円	1アカウントにつき 50円
Mail File Linkサービスの利用(14日間保管)	10,000円	1アカウントにつき 50円
Mail Archiveサービスの利用	～3年間保存	1アカウントにつき 230円
	3年間超～5年間保存	1アカウントにつき 310円
	5年間超～10年間保存	1アカウントにつき 400円
Webサーバホスティング(※)	定価の半額	

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・ Premium Mailは1年単位でのご契約となります。途中解約ご希望の場合、1年間のご利用価格をお支払いいただきます。
- ・ Premium Mail は 1 時間あたりのメール流量によって価格が変動する可能性があります。
- ・ Advanced Mail、Premium Mailをご契約の場合、Mail Encryptionサービスはご利用いただけません。

※お客様のホームページを公開するためのWebサーバを提供いたします。サービス仕様は、CWJクラウドホスティングサービスからメール関連機能を除外した内容のものです。

(2) AS・AV Filter / Mail Encryption/Mail File Link

AS・AV Filterのご利用には、ご利用されるメールアドレスのドメイン毎のお申込みが必要です。

■基本料金

アカウント利用	初期	月額
迷惑メール・ウィルスメール対策	30,000円	1アカウントにつき 160円

迷惑メール・ウィルスメール対策＋ メール誤送信対策&審査	30,000円	1アカウントにつき 220円
迷惑メール・ウィルスメール対策 ＋Mail Encryption	30,000円	1アカウントにつき 220円
迷惑メール・ウィルスメール対策 ＋Mail Encryption＋メール誤送信対策&審査	30,000円	1アカウントにつき 280円
迷惑メール・ウィルスメール対策 ＋Mail File Link	30,000円	1アカウントにつき 220円

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・ Mail File Linkサービスの利用について原則14日間保管となります。本保管日数は、契約者毎の管理者権限で変更可能ですが、契約者様側で保管日数を15日以上にご変更された場合、ご変更月を含み、1アカウントあたり月額3,000円（税抜）が課金され、従来利用料金に追加し、ご請求されることとなりますのでご注意ください。

(3) Mail Archive

Mail Archiveのご利用には、ご利用されるメールアドレスのドメイン毎のお申込みが必要です。

■ 基本料金

区分	最大保管容量	初期	月額
～3年間保存	1TB	30,000円	1アカウントにつき 280円
3年間超～5年間保存	3TB		1アカウントにつき 360円
5年間超～10年間保存	5TB		1アカウントにつき 450円

- ・ 初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。

3-4 ファイル共有サービス

(1) UltraBox

■ 基本料金

利用料金 = ユーザ数費用 + ディスク容量費用

区分	最低数量	月額
ユーザ数費用	50ユーザ	1ユーザにつき 200円
ディスク容量費用	100GB	100GBにつき 50,000円

- ・ 月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・ ユーザ数は最低50ユーザとし、その後、1ユーザ毎に月額200円（税抜）で追加可能です。
- ・ ディスク容量は最低100GBとし、その後、10GB毎に月額5,000円（税抜）で追加可能です。
- ・ 最低利用期間は24ヶ月となります。途中解約ご希望の場合は24ヶ月のご利用価格をお支払いいただきます。
- ・ UltraBoxを稼働させるWebサーバの仕様は以下の通りです。
 - ✓ アクセスURL: 当社指定ドメインによる
 - ✓ アクセス方式: SSL

※同時接続数の推奨値は100ユーザとなります。

3-5 大容量ストレージサービス

(1) ULTRA STORAGE

■基本料金

区分	ストレージ容量	初期	月額
ULTRA STORAGE	10TB	100,000円	200,000円

- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・ストレージ容量にはシステム領域も含まれております。
- ・最低利用期間は12ヶ月となります。途中解約ご希望の場合は12ヶ月のご利用価格をお支払いいただきます。

■オプション料金

名称	初期	月額
拠点間VPN接続	190,000円	55,200円

- ・初期費用は、契約月に係る利用料としてご請求いたします。
- ・月額費用は、契約月のご利用分より利用料としてご請求いたします。契約月の日割り計算はございません。
- ・貴社拠点側の回線費用は含まれておりません。
- ・状況により貴社回線を変更いただく可能性がございます。

4. その他オプションサービス

■SE作業

データ移行作業やお客様が毀損、消滅等したデータの復旧作業等

内容	作業1回当たりの基本料金 (1時間まで)	1回の作業が1時間を超えた 場合の以降30毎の加算料金
当社営業日9:00～18:00の作業	10,000円	5,000円
当社営業日18:00～22:00の作業	15,000円	7,500円
当社営業日22:00～翌9:00又は休業日	20,000円	10,000円